

○ 駐在所勤務員同居家族に対する永年功労表彰等の運用要領について(通達)

〔 令和 2 年 10 月 9 日 地 甲 達 第 90 号  
石川県警察本部長から警察署長あて 〕

対号 1 平成25年12月16日付け地甲達第131号「駐在所勤務員夫人永年功労表彰基準の改正について(通達)」

対号 2 平成26年 3 月 19 日 付 け 地 甲 達 第 20 号 ほか「駐在所家族報償費支給要綱の制定について(通達)」

駐在所勤務員同居家族に対する永年功労表彰については、これまで、対号等に基つき実施してきたところであるが、今般、諸般の情勢に鑑み、その見直しを図り、下記のとおり運用することとしたので、遺漏のないようにされたい。

なお、対号 1 は廃止する。

記

1 駐在所勤務員同居家族

駐在所勤務員である警察官と駐在所施設に附属する住宅部分で同居する若しくは同居していた配偶者又はその他家族(以下「配偶者等」という。)をいう。

2 表彰の趣旨

多年にわたり、警察職務に協力した配偶者等の労苦に報いるため本部長感謝状を贈呈するもの

3 表彰の種類

(1) 永年功労表彰

駐在所勤務員と同居し、警察職務に協力した通算年数に応じて、次のとおり表彰する。

- たちばな賞(通算20年)
- しゃくなげ賞(通算15年)
- くろゆり賞(通算10年)
- はまなす賞(通算5年)
- ひなぎく賞(通算3年)

(2) 特別功労表彰

駐在所勤務員と同居し、警察職務に協力した通算年数がおおむね25年で、かつ地域住民との信頼関係の構築等に顕著な功労があると認められる場合に表彰する。ただし、表彰は1回限りとする。

4 表彰基準

- (1) 駐在所勤務員と同居し、警察職務に協力した通算年数等が上記3に該当すること。
- (2) 素行善良で地域住民からの信頼が厚いこと。
- (3) 過去に本通達と同趣旨の表彰を受けていないこと。

#### 5 通算年数の計算方法

- (1) 対号2で規定された家族報償費（以下「報償費」という。）を受給した年数とする。
- (2) 基準日は、表彰予定年度の3月末日とするが、同日まで警察職務に協力する見込みがある場合を含むものとする。
- (3) 毎月の警察職務に協力した日数が1か月に満たない場合でも、切り上げて1か月として計算する。

#### 6 上申方法等

警察署長は、表彰対象者の有無について調査の上、該当が有る場合は、別記様式1により生活安全部地域課を経由して上申すること。

また、今後の表彰予定等を把握する必要があるため、表彰対象者の有無にかかわらず、各警察署における全ての駐在所勤務員の赴任状況等について調査の上、別記様式2により生活安全部地域課宛て報告すること。

なお、上申時期、上申方法等の詳細は別途通知する。

#### 7 表彰方法等

表彰の決定、表彰方法等の詳細は別途通知する。

#### 8 関係所属間の連携

- (1) 上申に当たっては、生活安全部地域課と緊密な連携を図り、手続きに誤りが無いよう十分配慮すること。
- (2) 表彰に関して疑義が生じた場合は、関係所属間で協議を行い、方針等を決定すること。
- (3) 上申後、表彰に相応しくない事情を認めた場合は、生活安全部地域課宛て速やかに報告すること。

(別記様式は省略)